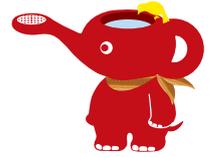


福岡商工会議所へのご入会のご案内

約**19,700**の**会員数**を誇る

福岡商工会議所の会員になりませんか？



point

1

**法人・団体・
個人事業主**
の方が
ご入会いただけます！

福岡市内で事業を有し、営業を行っている方が主な対象となります。

point

2

**スケールメリットを
活かしたサービス**
が多数あります！

会員限定サービス、会員割引サービスなど多数のサービスがございます。

point

3

**ビジネスを
サポートするメニュー**
が豊富に
揃っています！

様々な交流会や各種商談会、研修やセミナー等を多数提供しております。

年会費

個人事業主の場合 …… **9,000円** 以上

法人・団体の場合 …… **15,000円** 以上

※会費の月割りはいたしかねます。ぜひお早めにご入会ください。※資本金の額、従業員数によって会費が変わります。※既納の会費は、如何なる事由がある場合においても返戻いたしませんのでご注意ください。(福岡商工会議所定款第72条第3項)

○会費は経理上損金(所得税基本通達37-9、及び、法人税基本通達9-7-15の3)として処理できます。

○会費は消費税法基本通達5-5等の定めにより、消費税の課税対象となりません。

■ 年会費は、資本金により異なります。

資本金(払込済出資総額)	最低負担基準会費	級数
個人	9,000円 以上	16級
1,000万円 以下	15,000円 以上	15級
1,000万円 超	21,000円 以上	14級
2,000万円 超	27,000円 以上	13級
3,000万円 超	33,000円 以上	12級
4,000万円 超	45,000円 以上	11級
5,000万円 超	60,000円 以上	10級
法人・団体	6,000万円 超	9級
7,000万円 超	120,000円 以上	8級
10,000万円 超	160,000円 以上	7級
20,000万円 超	200,000円 以上	6級
30,000万円 超	300,000円 以上	5級
50,000万円 超	500,000円 以上	4級
100,000万円 超	700,000円 以上	3級
150,000万円 超	1,000,000円 以上	2級
200,000万円 超	1,500,000円 以上	1級

※法人・団体は15級以上 ※年会費は4月から翌年3月まで
※上記を超える資本金での会費につきましては、おたずねください。

ご入会までの流れ

1 入会申込書記入

基本情報をご記入ください。
証明書類は必要ありません。



2 初年度会費お支払い

入会申込書受付後、お支払い
手続きをしていただきます。
次年度以降は会費自動引落し
もご利用いただけます。



3 会員証の発行(入会后翌月発行)

ビジネスチャンスをつかむ準備はこれで完了!!
商工会議所が貴社の経営をサポートします。



会員ご入会について、ご不明な点はお気軽におたずねください。

お問い合わせ ▶ 会員組織・共済グループ TEL.092-441-1114

資料請求は
こちら

